

滋賀県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、外国人介護人材を確保するため、滋賀県外国人介護人材獲得強化事業費補助金について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は海外現地での外国人介護人材の確保にかかる取組に対する費用の一部を補助することにより、県内の介護現場における円滑な就労の促進を図ることを目的とする。

(補助金対象事業)

第3条 この補助金の交付対象は、介護サービス事業者（所管庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人）が行う次の各号の取組とする。

(1) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

(2) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集等を行う。

(補助額)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額に第3欄に定める補助率を乗じた額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 介護サービス事業者（1法人）につき年額500千円	補助事業の実施に要する費用 報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）	2/3

2 前項に定める事業に係る経費であっても、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助対象から除外する。

(1) 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料

- (2) 監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料
- (3) 食費、観光施設等利用料、治療費等の個人に属する経費
- (4) 消費税および地方消費税に相当する額

(補助金交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請は、様式第1号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙による調書を作成し、事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え当該収入および支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の重要な内容を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は、原則として精算払いの方法によるものとする。ただし、知事が必要と認めた場合は、様式第4号による請求書に基づき概算払い

の方法によることができる。

（事業実績報告）

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告は、様式第3号に係る書類を添えて、事業完了後30日以内または事業完了の日が属する年度の2月28日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、第5条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（調査および指導）

第12条 知事は、補助金にかかる事業の適正化を図るため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または関係職員に調査および指導をさせることができる。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付申請、第7条の規定に基づく変更交付申請、第8条の規定に基づく支払請求、第9条の規定に基づく実績報告および第11条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し

て行うことができる。

(その他)

第 14 条 知事は、規則またはこの要綱に定めるほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。